

津波ハザードマップの公表状況

津波ハザードマップの定義

地震防災対策特別措置法第１４条２項に基づき、市町村は、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じることにより、住民に周知させるよう努めなければならないこととなっています。

津波ハザードマップは、津波による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を加えたものであり、住民の避難や施設の必要性の検討などに有効であるほか、防災教育や防災意識の啓発と高揚に活用できます。

（１）公表済（平成２８年４月１日現在）

神栖市、鹿嶋市、銚田市、大洗町、水戸市、ひたちなか市、東海村、日立市、高萩市、
北茨城市